

福井県土木部所管建設工事に係る週休2日工事試行要領 Q & A

- Q1. 「現場閉所」とは？
- Q2. 週休2日制における「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等の作業を行う場合を除きます。自社が受注した工事現場において、機械の稼働および作業員の労働を終日休止している状態を指します。
- Q2. 「現場閉所の扱いと見なされる作業」の定義は？
- A2. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機、建設機械のメンテナンス等の本体工事ではない作業を指します。他にも作業が無い日の現場見学会の開催、社会貢献活動等も閉所扱いとします。ただし、コンクリート養生のため散水作業を行う場合等については、品質管理のための作業とみなし「現場閉所」として扱わないものとします。
- Q3. 閉所の確認にあたっては、どのような証明が必要ですか？
- A3. 月報により確認を行います。
- Q4. 工事の開始月や竣工月の様に、28日間に足りない月の取り扱いは？
- A4. 1ヶ月丸々無い月については、閉所日の割合が28.5%（≒8日/28日）以上有れば、8休/月を満たしたと判断します。
- Q5. 梅雨等の時期は作業中止の割合が多くなるため、その期間に8休を超える閉所を実施した場合、次月まで繰越しは可能でしょうか？
- A5. 月に8日間現場閉所しているかの確認を行い、翌月には繰り越せません。
- Q6. 工場製作期間（PC上部工、鋼橋工事、設備関係等）は対象期間に入りますか？
- A6. 工場製作期間は対象期間から除きますが、工場製作と現場作業が並行して行われる場合には、現場作業は対象期間となります。
- Q7. 現場出勤後すぐに降雨により現場作業が無くなった場合は、現場閉所に該当するか？
- A7. 現場で何も作業せずに降雨が有り、直ぐに帰宅していれば現場閉所とみなしますが、作業員が現場作業を開始しており、短時間でも作業を実施した後に降雨で中止した場合には、現場閉所とは認められません。
- Q8. 現場作業は無いが、現場代理人等が地元や警察との協議を行った日については閉所扱いとなりますか？
- A8. 現場作業員が作業を行っていない状態であれば基本的には閉所扱いとなりますが、必要性や内容により異なるため、監督職員と事前に協議願います。
- Q9. 夏季等で現場養生散水を休日に現場代理人等が行った場合は、閉所扱いとなりますか？
- A9. 養生散水等の作業については、品質管理のための作業とみなし、現場閉所と見なされません。

- Q10. 大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は「現場閉所」扱いとなりますか？
- A10. 本体工事が無い日に除雪作業を行わなければならない必要性を監督職員に説明し、協議の上「現場保全や安全管理上必要な作業」として判断されれば「閉所」扱いとします。
- Q11. 週休2日を達成するためには、必ず土日を「閉所」する必要があるありますか？
- A11. 「週休2日チャレンジ工事」（発注者指定方式）の場合には、完全週休2日を受注の条件としている工事であることから、土日を完全閉所することとしていますが、「4週8休工事」（受注者希望方式）の工事であれば、土日以外（雨天時の「閉所」を含む）でも、「8休／月」を達成すれば問題ありません。
- Q12. 4週8休を達成するには、1週間で必ず2日間「閉所」する必要があるありますか？
- A12. 「閉所日数」は、「2休／週」でなくても「8休／月」であれば4週8休は「達成」とみなします。閉所日の割合が28.5%（ \div 8日／28日）以上にて確認します。
- Q13. 会社は営業していても現場が動いていなければ「閉所」と見なされますか？
- A13. 会社自体が営業（会社内で現場代理人が内業をしている場合を含む）していても問題ありません。
- Q14. 複数工事を受注している場合、「閉所」とは全ての現場を一斉に休む必要がありますか？
- A14. 同じ会社が受注した他の現場が稼働していても、当該現場が「閉所」していれば問題ありません。また、受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することについては、これを制限しません。現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外で書類作成等の内業、他の現場に従事することについて制限もしていません。ただし、常駐が必要な現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場への従事は認められません。
- Q15. 現場事務所を設置しない工事であっても、週休2日の対象工事となりますか？
- A15. 現場事務所の有無は関係ありません。
- Q16. 週休2日が達成できなかった場合、工事成績は減点されますか？
- A16. 「週休2日チャレンジ工事」（発注者指定方式）、「4週8休工事」（受注者希望方式）のいずれの場合であっても、未達成による工事成績の減点は行いません。
- Q17. 週休2日チャレンジ工事において、受注者の責によらない理由により完全週休2日が未達成となった場合には、減額変更されませんか？
- A17. 受注条件としていることから、理由（受注者の責の有無）の如何に関わらず未達成の場合には、減額変更します。
- Q18. 指名停止等の措置が適用される場合とはどのような場合ですか？
- A18. 「週休2日チャレンジ工事」において、受注条件であるにも関わらず、受注者が完全週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や月報に虚偽の報告を行うなど明らかに悪質な行為を行った場合が想定されます。